# 宇土市ワクチン廃棄防止指針

新型コロナウイルスワクチンの接種にあたって，予約キャンセル等により，ワクチンの余剰が発生した場合，宇土市は以下の対象者に接種協力を行うことで，廃棄を防止していきます。

## １　余剰が出た際の接種対象者リストの優先順位

【集団接種会場】

（１）医療従事者

（２）高齢者入所施設等で高齢者や障がい者に接する機会の多い者

※入所施設以外にも，通所系サービスや包括支援センター，ケアマネージャー等の業務上直接高齢者や障がい者と接する機会がある者も含む

（３）接種会場で接種業務の支援に従事する者

（４）教職員，保育士，放課後児童クラブの指導員等，児童生徒と業務上接触する機会の多い者

【個別接種会場：医療機関】

（１）医療従事者等

（２）接種会場の従事者

（３）すでに接種券が届いている住民で，医師が重症化リスク等を考慮した結果，接種の必要性を認める者

## ２　市民への公表

（１）市広報紙とホームページやライン，フェイスブック等を用いて，計画的な廃棄防止を図ることを周知する。

## ３　接種対象者への連絡方法等

（１）集団接種会場については，（１）から（４）に該当する事業所等から事前に対象者リストの提出を行い，余剰が発生した時点で該当事業所等に対し，協力要請の連絡を入れる。

（２）個別接種会場については，医療機関で対象者を選定し，対象者へ直接連絡をしてもらうこととし，市が調整することは行わない。（ワクチンの有効時間が限られていることからできるだけワンストップで調整し判断を行うことが必要であるため）

令和３年５月20日